

## 災害時における応急対策の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合千葉支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

### （応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- （1）避難所等の公共施設の応急補修
- （2）その他、甲が必要と認める業務

### （協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、「応急対策完了報告書」（別記様式2）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

### （費用負担）

第6条 協力要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法等については、千葉市積算基準及び千葉市予算会計規則等に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第7条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月16日

年 月 日

## 応急対策協力要請書

千葉土建一般労働組合千葉支部  
執行委員長 様

千葉市長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： FAX：

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

年 月 日

## 応急対策完了報告書

千葉市長 様

千葉土建一般労働組合千葉支部  
執行委員長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

実施内容	
場 所	
実施期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：

(添付書類) 実績内訳書、その他市の指示によるもの